

補助金等適正化チェックシート

※継続的に補助金等を交付している団体が複数ある場合は、団体ごとにシートを記入してください。

補助金等の名称	長久手市営農振興事業補助金	担当部課	建設部みどりの推進課
---------	---------------	------	------------

基本情報	支出根拠	補助要綱	有	長久手市営農振興事業補助金交付要綱			
		根拠法令等	無				
	総合計画	基本目標	3 みんなで未来へつなぐ 緑はまちの宝物-自然環境			会計区分	一般会計
		政策	3-2 農あるくらしの推進			予算区分	5-1-3 農業振興費
		施策	3-2-1 農の活性化に向けた支援			中事業名	農業振興医務事業
	補助制度開始年度	昭和60 年度	制度終了(予定)年度	令和13 年度	細節名称	補助金	
	交付先(団体名)又は対象者	農業協同組合			交付年数【※】	通算 21年以上	
	会員数【※】	①JA女性部179名 ②花き園芸組合3名 ③じねんじょ組合4名			年月日現在	①JA女性部300円 ②花き園芸組合2,000円 ③じねんじょ組合3,000	
	他団体への交付【※】	要綱を変えれば可能			制度の周知方法【※】	周知せず	
	ガイドラインの適用	適用(予定)	令和5年度				
例外規定		無し					
最新年度の補助内容	補助対象経費	消耗品費・材料費、備品等購入費、印刷費、人件費、通信運搬費、負担金、旅費、原材料費等					
	補助対象事業費の総額	1,897,748円	補助金額	206,000円	事業全体の補助率	10.9%	
	特記事項	営農振興費補助金(補助事業費の20%以内) 農業団体育成費補助金の上限額(①JA女性部 40,000円、② 長久手市花き園芸組合51,000円) (従前は長久手市農業振興事業補助金要綱。新要綱策定R5.4.1施行)					

補助金等の目的・内容・効果	目的	(市民生活の維持・向上に資するものか) 農業の振興を図るために市内で農業者の組織する団体等が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において交付する。			
	内容	(団体向け補助の場合は補助対象となる活動内容について、個人向け補助の場合は制度概要について記入) 営農指導等を行う農協に対する補助、長久手市花き園芸組合等に対し農協を通じて行う補助			
	事業費補助の実績 (団体の主な活動の実績) ※今年度は予定	R2年度実績(2020)	R3年度実績(2021)	R4年度実績(2022)	R5年度予定(2023)
		1件	1件	1件	1件
	補助対象事業費	1,373,377円	1,632,371円	1,897,748円	1,897,748円
	補助金額	251,000円	206,000円	206,000円	予算額 196,000円
	財源	国及び県			
		市(一般財源)	251,000円	206,000円	206,000円
		その他			
	補助金等の効果 ※今年度は予定	市内農業者や農業関係団体の栽培技術の向上につながった。	市内農業者や農業関係団体の栽培技術の向上につながった。	市内農業者や農業関係団体の栽培技術の向上につながった。	市内農業者や農業関係団体の栽培技術の向上につながる。
今後の方向性・担当部署の自由意見	地域の農業の発展と振興のためには欠かせないため、継続して行っていきたい。要綱を見直し、令和5年度から施行。				

【※】欄は、団体補助のみ記入してください。

確認の視点		チェック	左記のチェック内容とした理由	
公益性	補助事業（事業の内容）が、市の施策（総合計画）と整合性が図られているか	○		
	効果が幅広く市民生活の維持・向上に不可欠なものか	○	地域の農業の発展と振興が、市民生活の維持・向上には不可欠。	
	市民ニーズは認められるか	○	地域の農業の発展と振興につながるため、ニーズは認められる。	
有効性・妥当性	補助金額に見合った効果があがっているか	○	市内農業者や農業関係団体の栽培技術の向上につながっているため、効果がある。	
	社会情勢の変化により補助効果が薄れていないか	○	市の東部には農地が残っているので、効果は薄れていない。	
	少額または申請件数の少ない補助金について継続していく必要があるか	○		
	直近3年間の成果（効果）状況が維持又は向上しているか	○		
	会計処理・実績報告が正確に行われているか【※】	○		
	補助対象経費	公金で補助することが妥当か	○	地域の農業の発展と振興につながっているため、妥当。
		補助率や補助金額（補助対象経費や補助額の設定）は妥当か	○	
		経費の使途は明確か	○	
		基準を逸脱して補助していないか	○	
		運営費的な内容の補助により、補助対象が曖昧になっていないか【※】	○	
補助金額を超える繰越金の発生はないか【※】	○			
市の施策的課題の解決につながるものか	○			
社会情勢、他の自治体の取組状況を踏まえて実施が適切か	○			
補完性・公平性・透明性・他	市民や団体の自主的な行動支援に寄与するものか	○		
	委託や直接執行よりも補助金等による事業執行が適切か【※】	○		
	補助金を交付する目的が達成されたにもかかわらず、同一対象者に長期間にわたり補助金を支出していないか	×	支払い対象が農協のみになっているので、同一対象者には支出している。しかし、農協から農業団体へ支払われている。	
	補助対象者を限定するなど、交付先に偏りがないか（特権的な恩恵を与えていないか）	×	対象となる団体が農業協同組合に限られている。	
	同様の活動を行っていれば、誰でも補助を受ける機会が確保されているか【※】	×	市から農協に対して支払いを行うため、直接的には補助は受けられないが、農協から団体に対して支払いが行われるため、間接的には補助が受けられる。	
	補助金の概要、要綱等がホームページなどに掲載されているか	×	対象となる団体が農業協同組合に限られているため。	
	事業の実施状況（実情）の確認、監査等が適切に実施されているか【※】	○		
補助事業に類似する事業がある場合に、統合の可能性を検討しているか	○	類似する事業はない。		
総合評価	担当課の評価	評価理由、見直す場合はその内容		
	B	地域の農業の発展と振興につながっているため、効果がある。間接補助となるため、令和4年度中に関係団体と協議、営農指導や農業振興事業について特化した要綱を策定し令和5年度から施行。		

【※】欄は、団体補助のみ記入してください。